

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二十四条及び第五十条を「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条」に改める。

第十六条中「第十号」を「第十四号」に改め、附則第八条の五第一号の下に「及び第四号」を加える。

附則 この省令は、産業競争力強化法の施行の日(平成二十六年一月二十日)から施行する。

○文部科学省令第一号 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)及び産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)の施行に伴い、並びに大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第百六十五号)を実施するため、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日 文部科学大臣 下村 博文 経済産業大臣 茂木 敏充

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則(平成十六年文部科学省・経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令」の下に(以下「令」といふ。))を加え、第十一条第一項又は第十三条第一項を「第三条第一項、第五条第一項、第十五条第一項又は第十七条第一項」に改める。

第一条の次に次の二条を加える。(特許料軽減申請書の様式) 第三条 令第三条第一項又は第十五条第一項の申請書は、様式第一により作成しなければならない。(審査請求料軽減申請書の様式)

第四条 令第五条第一項又は第十七条第一項の申請書は、様式第二により作成しなければならない。附則の次に様式として次の二様式を加える。

- 様式第1(第3条関係) 【書類名】 特許料軽減申請書(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律) (【提出日】 平成 年 月 日) 【あて先】 特許庁振替 罫 【出願の表示】 【出願番号】 【申請人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】

- 【代理人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【申請の理由】 【納付年分】 第 年分 【提出物件の目録】

(備考)

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線又はけい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則として左右の余白については各々2.3cmを超えてはならない。
- 3 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさと、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、「【」】」「」又は「」を用いてはならない(欄名の前後に用いる「【」又は「】」を除く。)
- 4 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第1年分から第3年分まで又は特許料の第1年分から第3年分までと同時に第4年分以降を申請するときは「特願○○○○-○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。
- 5 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設ける必要はない。
- 6 「【住所又は居所】」は、都道府県都市区町村番地住居番号のように詳しく記載する。
- 7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、可能な限り片仮名で振り仮名を付ける。
- 8 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 9 日本に事務所又は営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【事務所】」又は「【営業所】」の欄を設けて、事務所又は営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 10 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は「【弁護士】」と記載する。
- 11 代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設ける必要はない。
- 12 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を設けて記載する。

- 【代理人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】
- 13 「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項)又は「特許料の軽減(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第13条第3項)」のように記載する。